11　競争参加資格の有効期間
　令和９年４月１日から令和11年３月31日までとする。なお、後記12の随時受付の場合は、資格認定の日から令和11年３月31日までとする。
12　随時受付
　前記２⑴及び⑵の期間後に参加資格の申請をする場合は、令和９年２月１日以降、前記３⑵イに示す場所において、申請書類の郵送又は持参にて随時受け付ける。ただし、前記10の資格決定通知書による通知は、同年４月１日以降とする。
　なお、別に定める様式については、データ形式による提出も可とする。
13　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
　前記３⑵イに同じ。

競争参加者の資格に関する公示

　令和９・10年度において国土交通省の建設工事、測量等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局及び国土交通省北海道開発局を除く。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
　令和８年10月１日
　国土交通省大臣官房会計課長　神谷　将広
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
１　業種区分及び発注する工事の種類
⑴　土木工事業
⑵　建築工事業
⑶　電気工事業
⑷　管工事業
⑸　鋼構造物工事業
⑹　舗装工事業
⑺　塗装工事業
⑻　防水工事業
⑼　内装仕上工事業
⑽　機械器具設置工事業
⑾　電気通信工事業
⑿　造園工事業
⒀　水道施設工事業
⒁　消防施設工事業
⒂　清掃施設工事業
注　工事の種類については建設業法第２条別表第１による区分とする。
２　業種区分及び発注する測量等の種類
⑴　測量：測量法第55条による登録を受け営む業務
⑵　建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程第２条に規定する建設コンサルタント業務（含：設計・監理）
⑶　地質調査：地質調査業者登録規程第２条に規定する地質調査業務
⑷　補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規程第２条に規定する補償コンサルタント業務
⑸　その他の業種：その他登録を受けて営む業務
３　申請の時期
⑴　定期の申請にあっては、インターネットの使用により令和８年12月１日から令和９年１月15日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。
　建設工事　https://www.pqr.mlit.go.jp/
　測量等　https://www.pqrc.mlit.go.jp/
　ただし、４⑵①㈠～㈦に掲げる書面を添付する場合の申請及び10に掲げる場合の申請については、令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間に郵送（書留郵便に限る。当日消印有効。以下同じ。）又は電子メール（最終日の16時受信分まで有効）を送付するものとする。
⑵　随時の申請時期は、令和９年１月16日以降とする。
４　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量等）」（以下「申請書」という。）は、別記１に掲げる場所において、一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者に配布する。
　また、インターネットを使用して申請をする者は、３⑴に掲げるアドレスにアクセスし、令和８年11月２日から令和８年12月28日までにパスワードの請求手続きを行い、入手したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
⑵　申請書の作成方法　申請書及びその添付書類（以下「申請書類」という。）は、次のとおりとする。
①　建設工事
㈠　申請書
㈡　業態調書
㈢　営業所一覧表
㈣　総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号）
㈤　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その２）に加え、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）のいずれか。
　ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税通則法施行規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書、法人である場合は法人税の申告に関する申出書。
㈥　申請者が共同企業体等である場合には建設共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書
㈦　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類
㈧　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
㈨　行政書士等の代理申請による場合には委任状
②　測量等
㈠　申請書
㈡　技術者経歴書
㈢　営業所一覧表
㈣　登記事項証明書
㈤　登録証明書
㈥　財務諸表類
㈦　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その２）に加え、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）のいずれか。
　ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税通則法施行規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書、法人である場合は法人税の申告に関する申出書。
㈧　行政書士等の代理申請による場合には委任状
⑶　申請書類の提出方法　申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、持参、郵送又は電子メール（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあって、４⑵①㈥～㈧に掲げる書面を添付する場合の申請及び10に掲げる場合の申請ついては郵送又は電子メール）により申請書を提出するときは、次のとおりとする。
①　別記２に掲げる部局のうち１の部局のみを希望する場合には、当該部局の受付窓口に提出すること。
②　別記２に掲げる部局のうち２以上の部局を希望する場合には、国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室に提出すること。
⑷　申請書類の作成に用いる言語
①　申請書類は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。
②　申請書類中の、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
⑸　資格審査申請に関する問い合わせ先　国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室契約制度管理係　東京都千代田区霞が関２－１－３中央合同庁舎第３号館５階　電話03―5253―8206　内線21834